

安堵町告示第 44 号

令和 7 年度 令和 9 基準年度安堵町固定資産の評価替えに伴う標準宅地の鑑定評価業務委託事業について、制限付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び安堵町契約規則（昭和 43 年安堵村規則第 5 号）第 3 条の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 7 年 10 月 6 日

安堵町長 西本 安博

入 札 公 告

1. 入札に付すべき事項

- (1) 件 名 令和 7 年度 令和 9 基準年度安堵町固定資産の評価替えに伴う標準宅地の鑑定評価業務委託事業
- (2) 履行場所 安堵町内全域
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 郵便入札
- (5) 入札回数 1 回

2. 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者であること。
- (6) 公告の日から入札の日において、地方公共団体等での入札参加資格停止処分を受けていないこと。
- (7) 公益社団法人 奈良県不動産鑑定士協会（〒630-8115 奈良県奈良市大宮町 5 丁目 4-12）の正会員として加入している者であること。
- (8) 公的地点（地価公示地または地価調査地）の鑑定を担当した実績を有すること。
- (9) 過去 3 年間に於いて、地方公共団体等とこの入札に係る契約と同種類の契約を受託し、複数年にわたり継続（最低 3 年間）して履行完了した公的評価の実績が奈良県内 5 団体以上（生駒郡もしくは安堵町近隣市町を含むこと）あるなど、確実に業務が遂行できることを証明できる者であること。
- (10) 不動産鑑定士の資格を有する者を本業務に従事させることができる者であること。

3. 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958

安堵町役場 総務部 税務課

電話 0743-57-1514（直通） メール zeimu@town.ando.lg.jp

4. 入札書の提出等

提出場所 〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958

安堵町役場 総務部 税務課

提出期限 令和7年10月15日（水）の17:00まで

入札場所 安堵町役場 2階 会議室

入札日時 令和7年10月17日（金）10:00

5. 入札及び開札方法

- (1) 上記1.(1)の事業について入札を実施する。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に消費税を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。
- (2) 開札は即時行う。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格でないときは、入札を不調とする。
- (4) 入札の回数は1回とする。

6. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格を下回る価格を提示した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

7. 入札参加資格審査申請書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切日までの間に本町のホームページに一般競争入札参加資格審査申請書等の様式を掲載するので、これらをダウンロードして作成すること。

ホームページ URL : <https://www.town.ando.nara.jp>

トップページ → 「申請書ダウンロード」 → 「一般競争入札の公告について」に掲載

8. 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札への参加を希望する者は、次のアからコまでの必要書類を提出し、入札資格の審査を受けること。
なお、本町の「令和6・7年度物品・役務指名競争入札登録業者」に登録されている者については、提出書類のうち、エ・オ・カ・キ・ケ・コの書類の提出は不要です。

ア 令和9基準年度安堵町固定資産の評価替えに伴う標準宅地の鑑定評価業務委託事業入札参加資格審査申請書（様式第1）

イ 業務実績調書（様式第2）及びこれを証明する契約書の写し等

ウ 不動産鑑定士を保有し、本業務に従事する者の資格証の写し

エ 登記簿謄本又は住民票

オ 印鑑証明書 ※様式第1で押印した印鑑

カ 消費税・地方消費税の納税証明書（国税） ※法人においては「その3の3」未納税額のない証明書

キ 直近2年間の納税証明書（都道府県税） ※法人においては、滞納のない証明書

ク 誓約書（様式第3）

ケ 使用印鑑届（様式第4）

コ 委任状（本店→支店）（様式第5）

また、ア・イ・ク・ケ・コは指定様式で押印済みのもの、エ・オ・カ・キは概ね3か月以内官公庁発行のもので写し可とする。

- (2) 入札参加資格審査申請書類は、入札参加資格審査申請期限までに郵送（書留に限る）もしくは、安堵町役場 税務課に持参して提出しなければならない。郵送の場合は期限日までの必着とする。
- (3) 入札参加資格申請の結果は、受け付けしたその場で文書により通知する。郵送での受け付けの場合、書類を郵送する。希望する事業者にはEメールでの通知も行う。
- (4) 申請書提出にあたって、次の項目に該当するものは、申請が無効になるので注意すること。

ア 提出書類に不備がある場合（期間内の再提出は可能）

イ 提出書類を指定方法以外で提出した場合

ウ 受付期間を経過した場合

エ 代表者が同一である法人が重複して申請した場合

9. 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間 公告の日から令和7年10月14日（火）12：00までの役場開庁時間

(2) 受付場所 安堵町役場 1階 税務課窓口

奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958

10. 入札に係る資料配布日時及び場所

入札書等の入札関係資料は、入札参加資格を認められた者に対して、下記の書類を配布する。

○配布資料 入札書（様式第6）、委任状（代表→委任者）（様式第7）、仕様書

11. 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書等に対する質問は、入札参加資格を認められた者が下記のとおり電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。

ア 受付期間 公告の日より令和7年10月10日（金）の12：00まで

イ 問合せ先 〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958

安堵町役場 総務部 税務課

メール zeimu@town.ando.lg.jp

12. 入札保証金

安堵町契約規則第4条から第6条の規定に基づき、免除とする。ただし、必要と認められるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることができる。

13. 入札の無効

本公告に示した入札資格の無い者が入札、虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととする。

14. 契約の締結

契約に係る事務は安堵町総務部税務課が行うこととし、契約は安堵町長と落札者で締結することとする。なお、支払方法は安堵町会計規則（平成18年安堵町規則第2号）による。